令和２年度　１級建築施工管理技術者検定
実地試験問題　解答試案

ここに記載している解答は『解答試案』であり、あくまで参考資料です。
また、解答は一例であり記述式問題では記載したものの他にも正解となる解答がある場合があります。
※　このテキストは、個人的な利用を目的とする印字・保存等、その他著作権法で認められる場合を除き、著作物等を著作権者等の事前の許諾なしに、複製、公衆送信、頒布、改変、他のウェブサイトに転載するなどの行為は著作権法で禁止されています。

問題１　解答省略（ご自身の経験をもとに、それぞれの工事概要・施工経験記述を記入してください）

問題２

類似する内容のものは避けて、以下の事項からそれぞれ２つずつ解答する。
※　ここに記載しいるもの以外にも正解となる事項はあります。

○外部枠組足場
・作業開始前に足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無等ついて点検を行う。
・足場設置基準（幅・隙間・壁つなぎ等）が適切に守られているか確認を行う。
・大雨、強風、地震等の後には、点検を行い、不備ある場合は、直ちに修復する。
・地盤の緩みなどによるジャッキ型ベース金具の移動や沈下はないか確認を行う。
・最大積載荷重の表示を明示し、許容荷重を超える荷重を足場に積載させない。

○ コンクリートポンプ車
・地盤が軟弱な場合は、敷鉄板等を用いて地面の養生・補強を行い、アウトリガーを最大に張り出し設置する。
・配電線や送電線の付近に設置する場合は、ブームの作業範囲が電線と一定の距離を保てる場所に設置する。
・輸送管を堅固な建設物に固定させる等、輸送管及びホースの脱落及び振れを防止する措置を講ずる。
・一定の合図を定め、作業装置の操作者とホース先端を保持する者との間の連絡を確実に行わせる。
・コンクリートの吹出しにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせない。

○ 建設用リフト
・制動装置、操作装置等の安全装置に異常がないか、正常に動作するか確認を行う。
・巻上げ用ワイヤロープのリフトの過巻き防止装置（リミットスイッチ）は正常に作動するかの確認を行う。
・ブレーキの作動、リミットスイッチの作動及び、安全装置レバーのスプリングが締めつけてあるか確認する。
・ワイヤロープに乱巻、キンク、磨耗等の異常はないか確認を行う。
・建設用リフトにその積載荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。
・建設用リフトの搬器の昇降によって労働者に危険を生ずるおそれのある箇所には労働者を立ち入らせてはならない。
・建設用リフトの運転者を、搬器を上げたままで、運転位置から離れさせてはならない。

問題３

	箇所番号	適当な語句		箇所番号	適当な語句
1.	①	10	5.	②	根がらみ
2.	③	ディープウェル	6.	③	30
3.	②	100	7.	③	内側
4.	①	25	8.	③	ブローホール

問題４

1.　有機系接着剤を用いて外壁タイル張り

・１回の塗布面積の限度は、30 分以内に張り終える面積とする。

・くし目ごての角度を壁面に対し 60°の角度を保ってくし目を立てる。

・裏あしに対して直交または斜め方向にくし目を立てる。

2.　屋根工事において金属製折板屋根葺

・折板は各山ごとに固定し、重ね部に使用する緊結ボルトの間隔は 600 ㎜程度とする。

・軒先の折板の先端部には、下底を 15 度程度曲げて尾垂れを付ける。

・水上の先端部分には、雨水を止めるため止水面戸を設ける。

3.　ロックウール化粧吸音板せっこうボード下地に張り

・上張りのロックウール化粧吸音板のジョイントとせっこうボードのジョイントと同位置にならないように割付ける。

・ステープルの打込み方向は、仕上げパターンの方向と平行にし、ステープルの浮きがないことを確認する。

・同じ部屋で使用するロックウール化粧板は、同一ロットとする。

・張付けは、中央部分より張り始め、順次外周に向って張り上げ、周囲に端物を持ってくる。

4.　吹付け硬質ウレタンフォームの吹付け

・施工面に、約５㎜以下の厚さになるように下吹きを行う。

・総厚さが 30 ㎜以上の場合は多層吹きとし、１層の厚さは 30 ㎜以下とする。

・１日の総吹付け厚さは 80ｍｍを超えないものとする。

・吹付け厚さの許容誤差は、－0～+10mm とする。

・吹付け作業中にワイヤーゲージ等を用いて随時厚さを測定し、所定の厚さに達していない箇所は補修吹きを行う。

・厚く付きすぎて表面仕上げ上支障となる箇所は、カッターナイフ等により表層を除去する。

問題 5

1.	作業内容	ビニルクロス張り
2.	フリーフロート	2 日
3.	総所要日数	24 日
	工事完了日	令和 3 年 3 月 15 日（月）
4.	あ	3
	い	2

問題 6

1. 建設業法	①	20
	②	特約
2.　建設基準法施行令	③	点検
	④	沈下
3.　労働安全衛生法	⑤	危険
	⑥	教育